

大臣本会議答弁の修正について

平成30年5月11日衆・本会議

修正案

もとむら賢太郎君(無会)

例えば、靈感商法等の悪徳事業者による消費者被害については、勧誘の態様に特殊性があり、通常の社会生活上の経験を積んできた消費者であっても、一般的には、本要件に該当するものと考えます。このように、悪徳事業者との関係では、被害者の救済に差はなく、本要件が被害者の分断を招くなどして消費者保護に逆行し、悪徳事業者を利する結果とはならないと考えてございます。

例えば、靈感商法等の悪徳事業者による消費者被害については、勧誘の態様に特殊性があり、通常の社会生活上の経験を積んできた消費者であっても、若年者であれば一般的には、本要件に該当するものと考えます。また、若年者でない場合でも民法により救済されることがあります。このように、悪徳事業者との関係では、被害者の救済に差はなく、本要件が被害者の分断を招くなどして消費者保護に逆行し、悪徳事業者を利する結果とはならないと考えてございます。

<経緯>

- 消費者契約法改正案における「社会生活上の経験が乏しい」の要件については、主として若年者に多くみられる消費者被害を念頭に立案されたものであるが、消費者庁においては、高齢者の消費者被害等も事案によっては救済されうるものとなるよう、柔軟な解釈を随時示してきたところ。
- この点、先日の衆・消費者問題特別委員会の参考人質疑等を通じ、「社会生活上の経験が乏しい」という要件について、相談現場で無用な議論が生ずるおそれがあること等から、解釈を明確にするべきであるという趣旨の意見があった。
- これを踏まえ、消費者庁においては、内閣法制局とも相談し、解釈の整理を行い、本要件の解釈を明らかなものとしたところであるが、同時に、中高年の消費者を対象とした靈感商法について、本要件の適用範囲が狭まることとなった。
- 一方、与野党における同法案の修正協議においては、この解釈の明確化により適用範囲が狭まる部分を概ねカバーするものとして修正案が立案されたところ。その結果、修正案による救済範囲は、概ね元の消費者庁の柔軟な解釈の範囲に戻ったところ。